

レンタカー貸渡約款

2021年(令和3年)12月1日

事業者名

横浜トヨペット株式会社

INDEX

第1章 総則

第1条 (約款の適用)	1
第2条 (会員)	1
第3条 (入会)	1
第4条 (退会)	2
第5条 (会員資格の停止及び取消)	2

第2章 貸渡

第6条 (予約)	3
第7条 (代替レンタカー車両)	4
第8条 (予約業務の代行)	4
第9条 (貸渡)	5
第10条 (貸渡拒絶)	5
第11条 (本サービス利用料)	6
第12条 (本サービス利用料改定に伴う処置)	7
第13条 (決済)	7
第14条 (利用限度額)	7
第15条 (相談)	7
第16条 (代替車両の不提供)	7
第17条 (貸渡契約の解除)	8
第18条 (同意解約)	8
第19条 (不可抗力事由による貸渡の中途終了)	8
第20条 (会員の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了)	8
第21条 (借受条件の変更)	9

第3章 車両

第22条 (定期点検整備)	9
第23条 (日常点検整備)	9
第24条 (貸渡証の交付・携行等)	9
第25条 (会員の管理責任)	10
第26条 (禁止行為)	10
第27条 (運転者の労務供給の拒否)	10
第28条 (賠償責任)	11
第29条 (補償)	11
第30条 (駐車違反及び速度違反の場合の措置など)	12

第4章 事故・損害賠償

第31条 (事故処理)	13
第32条 (盗難)	13
第33条 (故障時の措置等)	14
第34条 (不可抗力事由による免責)	14

第5章 紛争の解決

第35条 (レンタカー車両の確認等)	15
第36条 (残置物の取扱い)	15
第37条 (レンタカー車両の返還)	16
第38条 (レンタカー車両が返還されい場合の処置)	16

第6章 その他

第39条 (個人情報の取扱い)	16
第40条 (GPS機能)	18
第41条 (ドライブレコーダー)	18
第42条 (遅延利息)	19
第43条 (保証金の取扱い)	19
第44条 (契約の細則)	19
第45条 (本約款等の変更)	20
第46条 (届出事項の変更)	20
第47条 (本サービスの中止)	20
第48条 (通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責)	21
第49条 (管轄裁判所)	21

横浜トヨペット株式会社 貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 1.横浜トヨペット株式会社(以下「当社」といいます)は、この約款(以下「本約款」といいます)及び細則の定めるところにより、当社店舗(以下「ステーション」といいます)で保管されている貸渡自動車(以下「レンタカー車両」といいます)を第2条に定める会員に貸し渡し、登録運転者がこれを借り受けるシステム(以下「本サービス」といいます)を運営します。なお、本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2.当社は、本約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 会員

第2条 (会員)

- 1.会員とは、本約款の内容を承諾の上入会申込手続きを行い、当社がこれを承認した法人又は個人をいいます。
- 2.登録運転者とは、会員に属する者であって、レンタカー車両を運転する個人をいいます。
- 3.会員は、本約款及び横浜トヨペット株式会社が別途定める横浜トヨペット会員規約を遵守するものとし、登録運転者に対してこれらを遵守させるものとします。

第3条 (入会)

- 1.入会を希望する者は、当社が別途定める方法にて入会を申込みものとします。
- 2.当社は、前項の申込を受付けた場合、必要な審査・手続き等を行い、入会を承認するときは、入会申込者に対し、レンタカー車両の借受に必要な会員番号を付与するものとします。
- 3.当社は、審査の結果、入会申込者が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
 - (1)登録運転者がレンタカー車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき。
 - (2)入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
 - (3)与信審査の結果が、当社の定める基準を満たさないとき。
 - (4)入会申込者又は登録運転者が暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
 - (5)登録運転者が過去に当社レンタカーサービス又はウエイズグループ各社 (<https://weins.jp>) (以下「ウエイズグループ」といいます) が提供するサービスで会員資格を取消されたことがあるとき。
 - (6)当社が会員として不適格と判断したとき。
- 4.当社は、レンタカーに関する基本通達(国自旅第286号平成18年3月30日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示(WEB申込においては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写の承諾を求め、会員はこれに同意します。なお、入会申込の際に入会申込者が

当社に提出した申込書、運転免許証の写し等の一切の書類は、理由の如何を問わず、入会申込者又は会員に返却しないものとします。

第4条(退会)

会員が退会する場合には、当社が別途定める方法により当社へ届け出るものとします。この場合、会員の退会時まで発生している、当社が別途定める本サービス利用料の支払いその他の未履行債務は存続するものとします。また、次条により会員資格が取消となった場合も同様とします。

第5条(会員資格の停止及び取消)

- 1.会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消しを行うことができるものとします。
 - (1)登録運転者がレンタカー車両の運転に必要な運転免許資格を喪失したとき。
 - (2)当社に対する申込内容若しくは届出内容に虚偽の事項があったとき。
 - (3)第11条に定める本サービス利用料その他の金銭債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
 - (4)本約款に違反したとき。
 - (5)差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。
 - (6)破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。
 - (7)解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。
 - (8)自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (9)他の会員又は第三者に著しく迷惑を掛ける行為（レンタカー車両の車内での喫煙、物品等の放置、レンタカー車両の汚損等を含むがこれらに限られない）を行ったと当社が判断したとき。
 - (10)安全管理上、本サービスを提供すべきでないとして当社が判断したとき。
 - (11)酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、当社が道路交通法その他の法令に違反する行為をしたとき。
 - (12)暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
 - (13)以上の各号に準じ、当社がレンタカー車両を貸し渡すのを不相当と認める事由が生じたとき。
 - (14)ウエイズグループが提供するサービスに関する規約、約款に定める会員資格の停止若しくは取消事由、又は解除事由に該当し、当該利用サービスに係る会員資格を停止若しくは取り消され、又は解除されたとき。
- (15)死亡又は行方不明となったとき、当社から会員に宛てた通知が届出の連絡先に到達しないとき又は当社からの通知の受取を拒否したとき。
- (16)その他、事由の如何を問わず当社が必要であると判断したとき。
- 2.会員は、レンタカー車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写しを当社に送付し、運転免許が更新された旨を届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項(1)に準じて、当該会員の会員資格を停止し、又は取り消すことができるものとします。
- 3.会員が会員資格を取り消された場合、当該会員は、期限の利益を喪失し、当該時点で発生している

本サービス利用料その他の金銭債務等当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとし、なお、前条により会員が退会した場合においても同様とします。

- 4.会員が会員資格を停止された場合、当社が指定する期間中、当該会員は、本サービスを利用することができないものとし、
- 5.会員は、第1項により会員資格の停止又は取消しがなされたときは、停止又は取消しがなされた日及び停止が解除された日が属する月の月額基本料金について、1か月分全額を支払うものとし、また、会員資格の停止又は取消以前になされた予約について、当社はこれを取り消すことができます。

第3章 貸渡契約

第6条 (予約)

- 1.会員は、レンタカー車両を借り受けるにあたって、本約款及び別に定める料金表に同意の上、当社が別途定める方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、返還日時、借受希望ステーション、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他借受条件(以下「借受条件」といいます)を入力して貸渡契約の予約申込を行うものとし、
なお、貸渡期間とは、原則として予約時に定めた借受開始日時から返還日時までの期間をいいます。
- 2.当社は、会員から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとし、この場合、会員は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとし、
- 3.会員の指定する借受条件での貸渡が不可能な場合は、予約は承認されません。また、予約申込後に借受条件を変更する場合も、変更後の借受条件での貸渡が不可能な場合は、変更は承認されません。
なお、当社による借受条件の変更の承認なく、返還日時の延長等、会員が任意に借受条件を変更した場合、会員は、第35条の定めに加え、それにより当社又は他の会員等に生じた損害について賠償するものとし、
- 4.会員は、他の会員による予期せぬ利用状況等の変更により、借受条件どおりのレンタカー車両の借受ができない場合があることを、予め了承します。
- 5.会員は、第1項による予約申込を取り消し、又は予約申込の内容を変更するときは、当社が別途定める方法により、借受開始日時までに取消し又は変更の手続を行うものとし、借受開始日時が経過した後に取消し又は変更をすることはできないものとし、
- 6.会員が借受開始日時までに前項による取消し又は変更手続を行わなかった場合は、会員は、レンタカー車両を利用しなかったときにも第11条第2項の定めにより利用料金を支払うものとし、
- 7.当社は、会員の希望するレンタカー車両の借受を予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、会員が予約を申し込むことができなかった場合又は予約が承認されなかった場合にも、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとし、
- 8.会員は、予約時に他の会員を追加運転者として登録することにより、追加運転者にレンタカー車両を運転させることができるものとし、

9.第 11 条に定める本サービス利用料等、本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が発生した場合は、当該会員の予約は承認されず、また、既になされた予約についても、当社はこれを取消することができます。

10.予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

第 7 条（代替レンタカー車両）

1.当社は、会員から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタカー車両の貸渡ができないときは、直ちにその旨を会員に通知するものとします。

2.当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカー車両を貸渡することが可能なときは、前条第 4 項及び第 5 項にかかわらず、会員に予約と異なる条件のレンタカー車両（以下「代替レンタカー車両」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。

3.会員が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカー車両を貸渡すものとします。この場合、会員は、代替レンタカー車両の貸渡料金と予約のあった条件のレンタカー車両の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

4.会員が第 2 項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとします。

第 8 条（予約業務の代行）

1.会員は、当社に代わって予約業務を取扱うトヨタレンタカー予約センター・旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができます。

2.前項の申込を行ったときは、会員は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してのものとします。

第 9 条（貸渡）

1.前条の予約に基づきレンタカー車両を使用する都度、ステーションにおいて、会員自らが当社の定める方法により借受開始手続を行うことで、予約契約が完結し、貸渡契約が成立するものとします。

2.当社は、会員が予約したレンタカー車両の貸渡しを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、予約されたレンタカー車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合において、他のレンタカー車両を代わりに貸し渡すことができないとき、又は当社が案内した他のレンタカー車両の借受を会員が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。また、第 5 条第 1 項の会員資格の停止、取消事由に該当する場合も、当社は予約を取り消すことができます。なお、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

3.前項の事由によりレンタカー車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切でないと判断される場合には、当社は、会員に対して予め定めた方法に従い速やかに通知するものとします。

- 4.当社は、貸渡簿(貸渡原票)及び貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、会員に対し、会員の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、会員は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、会員と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。
- 5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、会員に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
- 6.当社は、貸渡契約の締結にあたり、会員又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
- 7.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。

第10条(貸渡拒絶)

- 1.当社は、会員又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
 - (1)レンタカー車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき。
 - (2)酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - (4)チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
 - (5) (社) 全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システムという)又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店間で共有する貸渡注意者リスト以下「貸渡注意者リスト」という)に登録されているとき。
 - (6)指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織にしていると認められるとき。
 - (7)当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業を妨害したとき。
 - (9)約款及び細則に違反する行為があったとき。
 - (10)その他、当社が不相当と認めたとき。
- 2.前項にかかわらず、貸渡しできるレンタカーがないときにも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

第11条(本サービス利用料)

- 1.貸渡契約が成立した場合、会員は当社に対して次項に定める本サービス利用料を支払うものとします。
- 2.本サービス利用料とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金

- (2) 免責補償料
- (3) 特別装備料
- (4) ワンウェイ料金
- (5) 燃料代
- (6) 引取配車料
- (7) その他の料金

3.基本料金とは、レンタカー車両貸渡時において地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している月額基本料金及び利用料金を言います。

4.当社が、本サービス利用料を、第6条による予約を完了した後に改定したときは、会員は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

5.利用料金は、レンタカー車両の予約時に指定した借受開始日時と実際に返還手続が行われた日時の差をもって算出される利用時間を基に算出されます。なお、会員が予約取消をせず、レンタカー車両を利用しなかった場合は、予約した貸渡期間分の利用料金を請求します。

6.会員は、本サービス利用料に課せられる消費税(地方消費税を含む)を別途当社に対して支払うものとします。

7.会員が貸渡期間中にレンタカー車両にて有料道路を利用したときは、会員はその使用に係る利用料金等を負担するものとします。

8.前項で会員がETCシステムを利用した場合において、有料道路を運営する高速道路株式会社等(以下「高速道路株式会社等」といいます)から当社に対し、会員の有料道路の利用状況に関する問合せ等があった場合、当社は高速道路株式会社等に対し、該当する利用者に関する情報を開示することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。

第12条 (本サービス利用料改定に伴う処置)

1.当社は、本サービス利用料を改定する場合、改定日の2週間以上前に、第44条に定める当社ホームページに掲載する等により、会員に告知するものとします。

2.会員が第6条による予約をした後に、当社が本サービス利用料を改定したときは、入会申込日時に適用される料金表に従うものとします。

第13条 (決済)

1.会員は、本サービス利用料、及び本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務をカード払いにより支払うものとします。

2.本サービス利用料等、本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が複数回発生した場合は、その後の完済の有無に拘らず、当社は、当該会員の会員資格の停止又は取消を行うことができるものとします。

第14条 (利用限度額)

1.当社は、各会員について本サービス利用料の未決済残高の上限額(以下「利用限度額」といいます)を定めることができるものとします。

2.前項により利用限度額を定めたときは、当社は、書面、電子メール、その他の相当と認める方法により各会員に通知します。

3.会員の本サービス利用料の未決済残高が利用限度額に達したときは、当社は、当該会員の予約を承認しないものとします。

4.当社は、会員による本サービスの利用状況、本サービス利用料の決済状況、その他の事由に照らして必要があると認めるときは、各会員の利用限度額を変更することができるものとします。

第 15 条 (相殺)

当社は、本約款その他の取引に基づき会員に対し金銭債務を負担するときは、会員が当社に対し負担する本サービス利用料その他の金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 16 条 (代替車両の不提供)

当社は、貸渡期間中にレンタカー車両の使用が不能になった場合には、会員に対して他のレンタカー車両を貸し渡す義務を負わないものとします。

第 17 条 (貸渡契約の解除)

会員は、レンタカー車両が、会員が借り受ける前の瑕疵により使用不能となった場合には、貸渡契約を解除することができるものとします。

第 18 条 (同意解約)

1.会員は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。

この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を会員に返還するものとします。

2.会員は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = {(予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)} × 50%

第 19 条 (不可抗力事由による貸渡の中途終了)

1.レンタカー車両の貸渡期間中において、天災その他の不可抗力、会員に帰責性のない事故、盗難又は故障、その他の会員の責に帰さない事由により、レンタカー車両が使用不能となった場合には、レンタカー車両の使用が不能となった時点で貸渡契約は終了するものとします。なお、この場合、当社は、会員に対し、レンタカー車両の使用が不能となった時点以降の本サービス利用料を免除するものとします。

2.会員は、前項の事由が生じた場合には、その旨を当社に直ちに連絡するものとします。

第 20 条 (会員の責に帰すべき事由による貸渡の中途終了)

1.レンタカー車両の貸渡期間中において、会員に帰責性のある事故、盗難、故障、その他の会員の責に帰すべき事由により、レンタカー車両の使用が不能となった場合には、会員は当該事由の発生を当社に直ちに連絡しなければならず、当社に連絡がなされた時点で貸渡契約は終了するものとします。

2.会員が、貸渡期間中に、レンタカー車両を私有地その他駐停車が認められていない場所に無断で駐停車し、当社が土地の所有者や警察等からレンタカー車両の移動を求められた場合であって、直ちに会員による移動が困難であると当社が判断したときは、当社は、当該レンタカー車両を移動又は回収することができるものとします。

3.前項の場合、当社がレンタカー車両を移動又は回収した時点で貸渡契約は終了するものとします。

なお、当社がレンタカー車両を探索に要した費用及び移動又は回収等に要した費用は会員に請求できるものとします。

- 4.第1項または第2項により貸渡契約が終了した場合、当社は、レンタカー車両の使用が不能となった時点以降の本サービス利用料について、会員に対する免除は行わないものとします。

第21条（借受条件の変更）

貸渡契約の成立後、会員が予約時に定めた借受条件を変更しようとするときは、当社の別途定める方法により手続を行うものとします。なお、変更後の借受条件での貸渡が不可能な場合は、変更は承認されません。

第4章 責任

第22条（定期点検整備）

- 1.当社は、道路運送車両法第47条の2の日常点検整備及び同法第48条の定期点検整備を実施したレンタカー車両を貸し渡すものとします。
- 2.前項の確認において、レンタカー車両に整備不良等を発見した場合は、当社は部品交換等の処置を講ずるものとします。
- 3.第1項の確認の結果、レンタカー車両の使用が不相当と認められた場合には、当社は、第6条に基づき会員によりなされた予約契約を解除することができます。なお、会員は、この予約契約の解除により生じた損害について、当社に責任を問わないものとします。

第23条（日常点検整備）

- 1.会員は、貸渡期間中、借り受けたレンタカー車両について、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。
- 2.会員は、日常点検整備実施後、レンタカー車両に異常を発見した場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。なお、当該異常により、当該レンタカー車両の貸渡ができなくなった場合において、他のレンタカー車両の案内ができないとき、又は当社が案内した他のレンタカー車両の借受を会員が承認しないときは、貸渡契約は解除となります。なお、これにより会員に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。

第24条（貸渡証の交付・携行等）

- 1.当社は、レンタカー車両を引渡したときは、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を会員に交付するものとします。
- 2.会員又は運転者は、レンタカー車両の使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
- 3.会員又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4.会員又は運転者は、レンタカー車両の返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第25条（会員の管理責任）

- 1.会員は、法人と共に善良なる管理者の注意義務をもってレンタカー車両を使用・保管し、約款の定めを遵守するものとします。
- 2.会員又は運転者は、レンタカー車両を使用する際には、法令、本約款（細則がある場合にはそれを含みます）、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。
- 3.前項の管理責任は、レンタカー車両の借受開始手続が完了したときに始まり、返還手続を完了したときに終わるものとします。
- 4.会員は、第1項の注意義務を怠り、レンタカー車両を汚損、滅失、毀損した場合、直ちに当社に報告しなければなりません。
- 5.登録運転者を擁する会員は、レンタカー車両の借受に関して、登録運転者の行為をすべて法人の行為とみなすこと、及び登録運転者の行為により生じる損害賠償義務をすべて法人の義務としてその責任を負うことを予め承諾するものとします。
- 6.会員は、本約款上の会員としての義務をすべて負うものとします。

第26条（禁止行為）

会員は、レンタカー車両の貸渡期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカー車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2)レンタカー車両を会員以外の者、又は会員であっても第6条第8項に定める追加運転者登録をしていない者に使用させ、若しくは転貸し、又は他に担保に供する等当社の権利侵害、又は事業の障害となる一切の行為をすること。
- (3)レンタカー車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカー車両を改造若しくは改装をする等、その原状を変更すること。
- (4)当社の承認を受けることなく、レンタカー車両を各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5)法令又は公序良俗に違反してレンタカー車両を使用すること。
- (6)当社の承諾を受けることなく、レンタカー車両について損害保険に加入すること。
- (7)レンタカー車両にペットを同乗させること。
- (8)レンタカー車両に灯油を積み込むこと。
- (9)当社又は他の会員若しくは第三者に著しく迷惑を掛ける行為（レンタカー車両の車内での喫煙、物品等の放置、レンタカー車両の汚損等を含むがこれらに限られない）を行うこと。

第27条（運転者の労務供給の拒否）

会員は、自動車の借受に付随して、当社から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む）を受けるとはできないこととします。

第28条（賠償責任）

- 1.会員は、第20条に基づき貸渡契約が終了したとき、又は会員の責に帰すべき事由によりレンタカー車両の使用が不能となったときは、レンタカー車両を使用することができない期間中の営業補償として当社が別途定める料金を、当社に支払うこととします。なお、会員が希望する場合、貸渡契約の予約時に、上記の営業補償に関する保険に加入することができます。

- 2.前項に定めるほか、会員は、自己の責に帰すべき事由によりレンタカー車両を使用して第三者及び当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- 3.前項に基づき、会員が第三者に損害を与え、当社が会員に代わり第三者に対して賠償を行った場合、当社は、会員に対し当該賠償額の求償を行うことができるものとします。
- 4.貸渡契約の履行に際して当社の責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、当社に故意又は重大な過失がある場合を除いて、当社は、通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における利用料金相当額を上限として債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

第 29 条 (補償)

- 1.当社は、レンタカー車両について締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、会員が負担した前条第 2 項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。
 - (1)対人補償 1 名限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険も含みます)
 - (2)対物補償 1 事故限度額 無制限(免責額 3 万円)
 - (3)車両補償 1 事故限度額 時価額(免責額 5 万円)
 - (4)人身傷害補償 1 名限度額 無制限
搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含みます)につき、運転者の過失割合に拘わらず、損害額を補償します。(限度額無制限;損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施します)
- 2.前項に定める補償限度額を超える損害、又は保険会社から実際に支払われる保険金額を超える損害については、会員の負担とします。
- 3.第 1 項に定める損害保険が適用されない場合、会員は、前条第 2 項の定めに基づき自らその損害を賠償するものとします。
- 4.本約款に対する違反行為(不作為を含む)があった場合、会員以外の者による運転に起因する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 5.第 1 項に定める保険金の免責額に相当する損害については、会員が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは会員の負担とします。
- 6.第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第 30 条 (駐車違反及び速度違反の場合の措置など)

- 1.会員が貸渡期間中にレンタカー車両に関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、会員は駐車違反をした地域を管轄する警察署(以下「取扱い警察署」といいます)に出頭して、直ちに自ら駐車違反に係る反則金を納付し、及び当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。
- 2.前項の場合において、警察署から当社に対し駐車違反について連絡があった場合、当社は会員に連絡し、速やかにレンタカー車両を当社所定の場所に移動させ、レンタカー車両の返還日時又は当社の指示する時まで取扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示すると同時に、警察署等に出頭し、放置駐車違反をした事実及び違反者と

- して法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます)に署名するよう求めるものとし、会員はこれに従うものとします。なお、会員が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、貸渡期間中であっても、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、レンタカー車両の返還を拒否できるものとします。
- 3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、会員又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカー車両の返還を請求することができるものとし、会員又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとします。
 - 4.前2項の場合において、レンタカー車両の返還が貸渡期間を超えた場合は、会員は当該超過部分について別途利用料金を支払うものとします。
 - 5.当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書及び借受条件、当社に登録された会員情報、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料、会員に貸し渡したレンタカー車両の登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、会員はこれに同意するものとします。
 - 6.レンタカー車両返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は会員の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合又は都道府県公安委員会より車両の使用制限（運転禁止）を受けた場合には、当社は会員に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます)を請求するものとします。この場合、会員は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1)放置違反金相当額
 - (2)当社が別途定める駐車違反違約金（上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という）
 - (3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
 - (4)使用制限（運転禁止）による営業補償
 - 7.第1項の規定により会員が駐車違反に係る反則金等を納付すべき場合において、当該会員が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指定又は第2項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第6項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該会員から、当社が別途定める額の駐車違反金を申し受けることができるものとします。
 - 8.会員が、第6項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、会員が、後に当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを会員に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。
 - 9.会員が貸渡期間中にレンタカー車両を運転してスピード違反（最高速度違反行為）をしたときは、

会員は、スピード違反をした地域を管轄する警察署(以下「取扱い警察署」といいます)に出頭して、直ちに自らスピード違反に係る反則金を納付するものとします。

第5章 事故・盗難時の措置等

第31条 (事故処理)

- 1.会員は、貸渡期間中にレンタカー車両に係る事故が発生したときは、事故の大小に拘らず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1)直ちに事故の状況を当社に連絡すること。
 - (2)当社の指示に基づきレンタカー車両の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3)当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるもの遅滞なく提出すること。
 - (4)当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を得ること。
 - (5)レンタカー車両の修理は、当社において行うものとし、会員自らが修理しないこと。
- 2.会員は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3.当社は、会員のため当該レンタカー車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4.当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 5.当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第32条 (盗難)

- 会員は、貸渡期間中にレンタカー車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。
- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2)直ちに被害状況等を当社に報告すること。
 - (3)盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第33条 (故障時の措置等)

- 1.会員は、貸渡期間中にレンタカー車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。なお、当社が貸渡の継続が不可能であると判断してレンタカー車両の使用の中止を指示したときは、当社への連絡時刻をもって貸渡契約が終了し、会員は、レンタカー車両の予約時に指定した借受開始日時から当社への連絡日時までの期間に相当する料金を支払うものとします。
- 2.会員は、レンタカー車両の異常又は故障が会員の責に帰すべき事由によるときは、レンタカー車両の引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。
- 3.当社は、レンタカー車両の貸渡前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、本サービス利用料を請求しないものとします。
- 4.会員は、当社が第22条に定める定期点検整備を行ったにも拘らず発生した故障等によりレンタカー車両を使用できなかった場合、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

- 5.故障等が会員、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を会員に返還するものとします。
- 6.会員は、レンタカー車両を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第 34 条 (不可抗力事由による免責)

- 1.当社は、会員の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、その他の不可抗力の事由により、会員が借受時間内にレンタカー車両を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。会員は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 2.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、当社がレンタカー車両の貸渡ができなくなった場合には、これにより会員に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。

第 6 章 返還

第 35 条 (レンタカー車両の確認等)

- 1.会員は、レンタカー車両を当社に返還する場合、当社立会いのもとに定められた場所に、借受開始時の状態で返還するものとし、通常の使用による摩耗を除き、レンタカー車両の汚損、損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由によるときは、レンタカー車両を借受開始時の状態とするために要する費用を負担するものとします。また、会員の責に帰すべき事由により定められた場所にレンタカー車両を返還しなかった場合、レンタカー車両を定められた場所へ移動するために要する費用は、会員が負担するものとします。
- 2.会員は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカー車両を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 3.会員は、前項に定める場合の他、レンタカー車両の返還にあたって、レンタカー車両に異常を発見した場合は、速やかに当社に連絡するものとします。

第 36 条 (残置物の取扱い)

- 1.会員は、レンタカー車両の返還にあたって、レンタカー車両の中に会員又は同乗者その他の第三者が残置した物品(以下「残置物」といいます)のないことを自らの責任において確認するものとします。
- 2.会員が返還済みのレンタカー車両に遺留した残置物の回収作業を当社に委託することを希望したときは、当社は、残置物の性質、当該レンタカー車両の利用状況、当社従業員の執務状況その他の事情を踏まえて回収作業を行うことが可能であると判断した場合にのみ、会員の委託に応じることがあります。

- 3.当社は、会員からの受託によらずレンタカー車両から残置物を回収したときは、次の各号に従って取り扱います。ただし、財産的価値がなく、かつ継続的に保管することが困難な残置物については、以下の各号によらずに直ちに廃棄することができるものとします。
- (1)財産的価値のない残置物、又は、腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、回収した日を含めて3日間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。
 - (2)運転免許証、パスポート、クレジットカード(ETCカードを含み、以下同様とします)、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話及び宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名及び住所が判明した場合には当該所有者(クレジットカードについては発行会社)に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名及び住所が判明しなかったとき、又は所有者から引取りの申出がないときは廃棄します。
 - (3)法律によって所持が禁じられている銃砲、刀剣類、薬物その他の物については、直ちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。
 - (4)上記(1)から(3)までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から1か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。
 - (5)当社は、本項の規定に従って残置物を廃棄したことによって会員又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、何らの賠償責任も負わないものとします。
- 4.会員は、レンタカー車両の返還にあたって、レンタカー車両内に会員、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第 37 条 (レンタカー車両の返還)

- 1.会員は、借受時のステーションにおいて、レンタカー車両を予約時に定めた返還日時までに、会員自らと横浜トヨペット職員が共に、レンタカー車両の施錠及び当社所定の返還手続を行うものとします。
- 2.会員が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3.会員は、予約時に定めた返還日時を超過したときには、当社が別途定める超過料金を支払うものとします。但し、貸渡期間終了前に延長利用手続をした場合は、延長利用手続の際に合意した料金によります。

第 38 条 (レンタカー車両が返還されない場合の処置)

- 1.当社は、借受時間満了時から12時間を経過しても会員がレンタカー車両を返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は会員が所在不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続をとるものとします。
- 2.当社は、前項の場合、あらゆる方法により、レンタカー車両の所在を確認するものとします。
- 3.第1項の場合、会員は第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカー車両の回収及び会員の探索に要した費用を負担するものとします。

第 7 章 雑則

第 39 条 (個人情報取扱い)

- 1.当社は、会員から取得した個人情報を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法

その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

- (1)入会資格等の確認、本人認証、各種申込画面における会員情報の自動表示、本サービスの提供及び提供の可否の確認・判断、本サービス利用料等の決済、自動車貸渡実績の管理、特典の付与その他取引遂行のため
- (2)ウエイズグループの提供するサービスの入会資格・会員資格その他サービス提供の可否の確認・判断のため
- (3)ウエイズグループ及びウエイズグループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため（ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など）
- (4)ウエイズグループ及びウエイズグループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動のため（アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など）
- (5)本サービスに関して第三者が実施する調査への協力のため
- (6)その他、上記に付随、関連する業務の遂行のため

2.当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり共同利用する場合があります。

- (1)共同利用する個人情報の項目

氏名 生年月日 性別 職業 住所 電話番号 メールアドレス 車種 車両ナンバー
免許証情報 カメラ画像 サービスのご利用履歴その他利用目的を達するために必要な項目

- (2)共同利用者の範囲

ウエイズグループ（以下のホームページをご確認ください） <https://weins.jp>

- (3)共同利用の目的

第1項第1号から第4号、第5項に定める目的、及びそれらに付随、関連する業務の遂行のため

- (4)共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称

当社

- (5)取得方法

口頭（電話等）、WEB上の入力フォーム、契約書、申込書、アンケート、その他の書面（電的・磁気的方式等によって作られた記録を含む）

3.当社は、ご提供いただいた個人情報を、下記のとおり第三者に提供する場合があります。

- (1)第三者に提供する目的

第11条第9項に定める場合において、高速道路運営会社等に該当する利用者の情報を提供するため

- (2)提供する個人情報の項目

氏名 住所 電話番号（その他前項の目的のために高速道路運営会社等が求める情報）

- (3)提供の手段又は方法

郵送、FAX送信、口頭（電話）

- (4)当該情報の提供を受ける者

会員が利用した高速道路株式会社等

5.当社は、本条に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報取り扱いを第三者に委託することができるものとします。

6.当社は、以下の情報を含む会員による本サービスの利用にあたり取得した情報（以下「利用情報」

といいます) について、以下の目的で、継続的に、当社において使用し又は以下の提供先に提供することができるものとします。なお、当社は、利用情報の提供にあたり、個人情報を経営的に集計分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため、利用情報から特定の個人を識別することができないよう処理を行うものとします。

(1) 主な利用情報

料金プラン、クラス、ステーション（出発、帰着）、車種、利用時間（予約、予約取消、実利用、延長、無断延長等）、利用料金、利用距離、ペナルティ料金、加減速度、最高速度、その他レンタカー車両車載機器記録情報等

(2) 利用目的

本サービスならびにウエイズグループ及びウエイズグループの提携先の提供する商品、サービスの改善、充実のため

ウエイズグループ及びウエイズグループの提携先の新サービスの検討、実施ならびにインフラ基盤の構築・整備および安全管理の取組、実施のため

(3) 提供先

トヨタ自動車株式会社、ウエイズグループ、ウエイズグループの提携先、ウエイズグループと契約関係のある損害保険会社、研究機関

(4) 提供方法

書面若しくは電磁的な方法による送付または送信、口頭（電話等含む）

7. 本条に定める他、当社の個人情報保護に対する取り組みについては、当社のコーポレート

サイト (<https://www.yokohama-toyopet.co.jp>) 上に記載した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に従うものとします。

第 40 条 (GPS 機能)

会員は、レンタカー車両に全地球測位システム（以下「GPS 機能」といいます）が搭載されており、当社所定のシステムにレンタカー車両の現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。

(1) 貸渡契約の終了時に、レンタカー車両が所定のステーションに返還されたことを確認する場合。

(2) 第 38 条第 1 項に該当する場合その他本サービスの管理のため、レンタカー車両の現在位置、通行経路等を、GPS 機能により当社が認識する必要があると当社が判断した場合。

(3) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。

(4) 法令又は裁判所、行政機関、政府機関等により開示が要求された場合。

第 41 条 (ドライブレコーダー)

1. 会員は、レンタカー車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。

(1) 本サービスの管理のため、会員の運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。

(2) 会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上の

ためのマーケティング分析に利用する場合。

- (3)本サービス及びレンタカー車両に関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合。
- (4)法令又は政府機関等により開示が要求された場合。

- 2.会員及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、会員及び運転者個人を識別、特定できないように処理した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を自動運転・先進安全技術・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。
- 3.会員及び運転者は、第1項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第42条（遅延利息）

- 1.会員は、本サービス利用料その他の金銭債務を、支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延利息として本サービス利用料その他の金銭債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2.前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第43条（保証金の取扱い）

- 1.当社は、会員登録希望者又は会員に対し、本サービス利用料その他当社に対する債務の担保のために、当社が指定する相当額の金銭を、保証金として当社へ預託するよう請求できるものとします。なお、保証金の預託を行った会員が、本サービス利用料その他当社に対する債務の支払を遅延した場合、当社は、いつでも保証金を会員の当社に対する債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、会員は、当社からの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、当社は、会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。
- 2.会員は、前項の保証金を当社に対する債務の弁済に充当するよう主張することはできません。また、会員は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはなりません。
- 3.保証金は、会員が退会若しくは会員資格が停止、取消となり、又は本サービスの提供が中止又は終了し、会員が当社に対して支払うべき債務を精算した後、なお余剰があれば、無利息にて会員に返還されるものとします。
- 4.会員が退会若しくは会員資格が停止、取消となり、又は本サービスの提供が中止又は終了した場合において、当該会員が登録した連絡先に当社が連絡しても、当該会員と連絡が取れないときは、保証金は当社にて処理するものとし、会員はこれに対し異議を申し立てないものとします。
- 5.当社は、会員登録希望者又は会員が保証金を預託しないときは、入会を承認しない場合があります。

第44条（契約の細則）

当社は、本約款の実施に当たり、別途「ご利用の手引き」等の細則及び利用条件等を定め、当社ホームページ (<https://www.yokohama-toyopet.co.jp>) に掲載することができるものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとします。

第 45 条 (本約款等の変更)

- 1.当社は、会員の事前の承認なしに、第 2 項に定める方法により、本約款及び細則を変更することがあります。
- 2.本約款及び細則の変更は、予め変更内容を第 44 条記載の当社ホームページに掲載する方法で会員に告知することにより行うものとします。
- 3.前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日より生ずるものとします。

第 46 条 (届出事項の変更)

- 1.会員は、入会時に当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の事項に変更があったときは、別途定める方法によって速やかに当社に変更内容を届け出るものとします。
- 2.会員が前項の届出を怠ったときは、入会時に届出を受けた住所に宛てて当社が郵送した送付書類及び入会時に届出を受けた電子メールアドレスに宛てて当社が送信した電子メールは、それぞれ通常到達すべきときに会員に到達したものとします。
- 3.会員は、レンタカー車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、第 6 条第 2 項の規定により、更新された運転免許証の写し又は画像データを当社に送付し、運転免許が更新された旨を届け出るものとします。また、運転免許について停止又取消処分を受けた場合も、直ちにその旨を当社に届け出るものとします。
- 4.会員が第 1 項又は前項の届出を怠ったことにより会員に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。

第 47 条 (本サービスの中止)

- 1.当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく一時的に本サービスを中止することができるものとします。
 - (1)本サービスに係るレンタカー車両、通信設備、システム、ソフトウェア等の保守を緊急に行う場合
 - (2)火災、停電若しくは地震、噴火、洪水、津波などの天災地変、又は通信障害、システム障害等が発生した場合
 - (3)戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等が発生した場合
 - (4)システムに負荷が集中した場合、又はセキュリティ上の問題があると当社が判断した場合
 - (5)その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
- 2.当社は、前項各号のいずれかの事由により本サービスの提供の遅延、又は中止等が発生し、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第 48 条 (通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責)

- 1.当社は、会員への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。

- 2.当社は、当社のホームページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、当社の責に帰すべき事由によらず、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。
- 3.当社は、レンタカー車両に搭載しているカーナビについて、その精度、正確性、完全性、及び動作を保証するものではなく、カーナビによる案内、又はカーナビが使用できないことによって会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

第 49 条 (管轄裁判所)

本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。